

下音更中学校いじめ防止基本方針

令和5年4月
音更町立下音更中学校

1 基本理念（いじめ防止対策推進法第3条を受けて）

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒等に関係する問題であることに鑑み、生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての生徒等がいじめを行わず、及び他の生徒等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条を参照して）

- 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、本校に在籍する生徒等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ対策のための組織

- (1) 名称：下音更中学校いじめ対策委員会（特別委員会）
- (2) 構成員：教頭、主幹教諭、生徒指導主事、養護教諭、学校運営協議会委員、PTA 三役
- (3) 会議：4月（計画会議）、3月（反省会議）、1、2学期末、その他必要に応じて開催する。学校運営協議会委員及びPTA 三役については、4月、3月に出席し、その他は必要に応じて出席を要請する。
- (4) その他：校内体制における「いじめ対応チーム」は、次のとおりとする。
教頭、主幹教諭、生徒指導部、当該学年主任、学級担任、養護教諭（場合によって、教科担任や部活動顧問も担当者とする）

4 いじめ発見と防止のための取組

- (1) いじめアンケートの実施
いじめの早期発見のために、6月、10月にいじめアンケートを実施する。
- (2) 教育相談体制の整備
いじめアンケートの実施後等、状況に応じて「教育相談週間」を設定する。実施計画、情報分析や対応策策定については、生徒指導部が主体となって行う。心の教室相談員との連携も大切にする。
- (3) いじめは、「どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という強い自覚をもって対処する。
- (4) 「おなやみポスト」の活用
保護者への周知、生徒への利用に関わる指導・説明を行い、活用を促す。
- (5) 生徒観察による情報収集
学年所属職員や教科担任、養護教諭等、常に情報収集を心がけ、気になる言動を発見した場合は、生徒指導部に報告する。生徒指導主事はその内容を勘案し、管理職への報告と相談を行う。
- (6) 必要に応じて家庭訪問等を実施し、保護者からの情報収集に努める。
- (7) 生徒会主体によるいじめ防止プログラムの展開
いじめ防止テーマやいじめ防止強化期間の設定、いじめ防止会議の開催等、生徒の主体的な取組を促す積極的な活動を推進する。
- (8) いじめ問題への対応を確実なものとするため、「様子を見る」というような消極的な対応策を払拭する。
- (9) ハイパーQ.Uアンケートの組織的活用を図る。

5 いじめ発見後の適切な対応

- (1) いじめられた生徒やその保護者の立場に立った対応を心がけ、まず事実確認と解決に向けた指導の方針について説明する。並行して町教育委員会への報告と相談を行う。
- (2) 「おなやみポスト」からの情報があった場合には、町教委と連携し、迅速に対応する。
- (3) 校内チームの役割を明確にする。
 - ・事情聴取、整理、分析、まとめ
 - ・対応策の検討
 - ・教職員の意思形成、調整
- (4) スピード感をもって事実確認にあたり、情報を整理する。
- (5) チームとして立案した解決策にそって、継続的な指導を実施する。
 - ・被害生徒への面談
 - ・加害生徒への指導
 - ・事実を認識していた生徒への指導
 - ・被害・加害生徒の保護者への説明と協力依頼（発見後から定期的な経過説明）
 - ・教育相談体制の強化
 - ・適切な人間関係づくりを目指した取組（各領域との連携）
- (6) 問題の内容等に応じて保護者説明会を実施し、学校としての姿勢や方針を明確にする。
- (7) 報道機関への対応は校長を窓口に一本化し、公開できる情報を整理し、誠意ある公平な対応を心がける。その際、町教育委員会と連携して対応にあたる。

6 いじめ防止のための研修の充実

- (1) いじめの早期発見、対処方法の習得を目的とした「生徒指導交流会」を年3回（4、6月、11月）開催する。
- (2) 研修講座等、校外の研修会に積極的に参加し、その研修成果の環流に努める。
- (3) 指導力向上により生徒理解を深めるため、情報交流の機会を充実させる。

7 全領域における連携の重視

- (1) 各教科
それぞれの教科においては、生徒指導の機能を生かした取組を基盤とするとともに、言語活動や各種授業形態による活動をとおして他と適切にかかわる能力を高め、いじめの芽を早期に摘み取るよう努力する。
- (2) 道徳
道徳の時間では、道徳的価値に基づいた人間としての生き方を追求することで教師と生徒、生徒同士の間での共感的な関係を深め、豊かな体験をとおして内面を鍛える。
- (3) 特別活動
学級活動を基盤とした集団活動や体験的な活動を通して、よりよい人間関係を築く力や社会性の育成を図り、いじめ防止に寄与する。特に、人とのかかわりの中で自他を認める心を育む。
- (4) 総合的な学習の時間
キャリア教育における体験活動と言語活動、探求活動を充実させ、将来の目標を考えたり社会の中の多くの人とかがわる中で、社会的視野を広げ他者理解を深めさせる。

8 重大事態への対応

「重大事態」の考え方

（いじめ防止対策推進法第28条）

- 1 いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - (1) 重大事態が発生した場合、または生徒・保護者等からの重大事態の訴えがあった場合は教育委員会へ報告するとともに、教育委員会と連携し対応に当たる。
 - (2) いじめが確認された場合、必要に応じてSCや警察などの協力を得て解決に取り組むとともに再発を防止する。
 - (3) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、躊躇することなく警察と連携して対応する。
 - (4) いじめを受けた生徒の安全を確保するため、教師間での情報共有を徹底するとともに保護者との連絡を密にし、毎日の生徒の様子を確認するなど積極的な状況把握に努める。
 - (5) いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保するために、緊急避難措置（保健室登校等）を実施する。
 - (6) PTA等の会議を活用し、情報を共有するとともにいじめ等の解決に向けて家庭・地域と一緒に考え、行動する取組を推進する。

9 解消の判断と解消後の対応

- (1) いじめ問題が解消した後も、学校全体で組織的に複数の教職員の視点からいじめを受けた生徒の様子を見守るとともに、いじめを受けた生徒や保護者等との面会や、周囲の生徒からの聞き取りをするなどして、いじめが再発しないよう、継続して生徒の安全・安心な生活の確保のための取組を行う。
- (2) いじめの解決に向け、いじめを受けた生徒・いじめをした生徒との関係の修復を経て、周りの生徒全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことができるよう、道徳教育や人権教育等の視点に基づいた教育活動を充実する。
- (3) いじめの解消については次の2つの要件に基づき、対策委員会での協議により解決の判断を行う。
 - その1 いじめに係る行為が止んでいること
 - ・ 心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月以上）継続している状態
 - その2 いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・ 教職員の日常的な観察からいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる状態
 - ・ 苦痛を感じていないことを、いじめを受けた生徒本人及びその保護者に面談等で確認する。

10 いじめ対策の検証

いじめ対策の取組についてはスピード感をもった対応が求められることから、PDCAサイクルにより短期スパンで検証・改善を図る。その役割は、生徒指導部が担う。

11 保護者・地域への情報提供

この基本方針は保護者・地域へ公開するとともに、必要に応じて対応状況について説明する機会を設定し、説明責任・結果責任を果たす。

12 いじめ対策年間プログラム

- 4月 生徒指導交流会① 「いじめ対応」についての保護者への説明（PTA 総会・参観日）
いじめ対策委員会①
 - 5月 いじめ防止の学級指導、ハイパーQUアンケートの実施（1回目） 学校運営協議会①
 - 6月 いじめアンケート①、教育相談①、学年交流会①、生徒指導交流会②
 - 7月 いじめ対策委員会②、「いじめ対応状況」説明（各学年懇談会）
 - 8月 生徒会主体のいじめ防止活動
 - 9月 いじめ防止指導強化月間
 - 10月 いじめアンケート②、ハイパーQUアンケートの実施（2回目）、
 - 11月 教育相談②、学年交流会②、生徒指導交流会③、学校評価（自己評価）、学校運営協議会②
 - 12月 いじめ対策委員会③、「いじめ対応状況」説明（各学年懇談会）、学校評価（保護者アンケート）
 - 1月
 - 2月
 - 3月 いじめ対策委員会④、学校運営協議会③
- ※ 学級における「適切な人間関係づくり」は年間をとおして実施する。